

青森県報

第三千二百六十八号

平成二十二年
七月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(政 策 課) ……一

公共測量の実施……………(監 理 課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……二

告 示

青森県告示第四百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	花田医院	平川市尾上栄松二八六	平成三・六・一
変更後	ふくだクリニック		

青森県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
高橋医院	弘前市大字大清水三丁目八の二	平成三・七・一
あずま内科医院	弘前市大字北横町五一	三・六・一八
有限会社ミスノ薬局	十和田市穂並町一〇の三	三・六・一五

青森県告示第四百九十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森地方事務局
- 二 測量の種類
公共測量（4級基準点測量）

- 三 測量の期間
平成二十二年六月十五日から平成二十三年二月二十五日まで
- 四 測量の地域
青森市筒井二丁目〜四丁目 地域

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十二年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人藤崎町体育協会
- 三 代表者の氏名
平田 博幸
- 四 主たる事務所の所在地
南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、藤崎町におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社タグチ建築事務所
- 二 代表者の氏名 田口 慎一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑二丁目八の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一三七七七号
- 五 取消年月日 平成二十二年六月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成二十二年四月十六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭